

京都市上下水道局告示第62号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成28年2月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市左京区高野蓼原町71番地

株式会社植田建設工業

代表者取締役 植田 直樹

2 変更事項

(代表者の変更)

植田 重男から植田 直樹に変更

(上下水道局下水道部管理課)